

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

22期

学園闘争の時代の 実に気ままな研修所生活



会員 弘中 惇一郎 (22期)

私の修習生時代(22期)というと1968～70年。現
在から40年近くも前のことであるが、昨日のこ
のようによく憶えている。実に気ままな2年間であ
った。学生気分が抜けぬままに研修所入りした状
態で、「君たちは給料をもらうのだから勉強をする
義務がある」との鈴木所長の入所式の訓辞も、「悪
い冗談だろう」くらいにしか受け止めていなか
った。当時は、つまらない授業には出ないとい
うのが当たり前で、櫛の歯が抜けたような教
室で、教官が「少し真ん中に集まれ」などと
言っていたものである。実務修習は東京であ
った。最初の修習は刑事裁判であった。裁判長
が病気になったこともあり、事件も少なく、起
案は1件のみであった。久里浜の少年院での出
張尋問時には、なぜか裁判官も書記官も全員
水着を持参していて、午前中に尋問を終え
ると昼からそのまま三浦海岸で海水浴に興じ
ることになったのが印象に残っている。その
次は弁護修習であった。年配のボス弁と2年
目のイソ弁の事務所であったが、とにかく暇
そうで、弁護士は昼から2人で暮ばかり打
っていた。しびれを切らして「何か起案する
ものないですか?」と尋ねると、「弱ったな、
何も無いなあ」との答えが返ってきた。3番
目の民裁修習の思い出であるが、証人尋問
の行われていた法廷で、裁判長の横に座
っていたところ、同期の3人組が「麻雀の
メンバー1人が足りない」と呼びに来た。さ
すがに困ったが、1人足りないのならやむ
を得ないと決断して、「ちょっと急用が
できたので失礼します」と丁寧に挨拶を
して、目を丸くしている裁判長を後に法
廷から飛び出していた。

最後の検察修習の時には、取り調べ修習を拒否した。
この期では、取り調べ修習拒否が続出し、私の属した
東京2班では9名もの拒否者がいた。それでも指導の検
察官にはひどく可愛がられて、飲み歩いた上、自宅に
泊めてもらったこともあった。なお、「取り調べ修習は
違法である」と確信していたので、同クラス同班のK
君と、クラスの検察教官や裁判教官の自宅を次々と訪
問して、いかに取り調べ修習が違法かを説いて回った
が、すべて説得失敗に終わった。

私の研修所時代は安田講堂事件に象徴される学園闘
争の時代でもあった。刑裁修習の所長代行との懇談
会が、たまたま騒乱罪の適用のあった新宿駅の事件
の翌日にあり、代行から「君たちもああいうのに興
味があるかね?」と聞かれた。「実は仲間と一緒に反
法連の旗をもってデモに行っていました」と言うわけ
にもいかず、冷や汗をかいた。

後期修習は、任官希望者は急に起案に熱心にな
っていたが、私自身は「官僚にならずに弁護士にな
る」と決めて研修所に入った時点で選択を終えて
いたので、任官の気持ちは全くなかった。「任官
拒否」が問題になったときに、その言葉を「教官
から任官の誘いがあったとしても毅然として断
る正しい態度」と誤解していたほどである。2
回試験は、当時喫煙組と非喫煙組に分けられて
いた。私自身はほとんど煙草を吸わなかったが、
友人が多かったので喫煙組に入ったところ、教
室が一日中ものすごい煙で、後悔することとな
った。最後の終了式には興味もなかったの
でさぼることとし、この休暇を利用して新
婚旅行に出かけた。こうして研修所生活は
終わった。